

新聞新報

2009年(平成21年)

7月1日水曜日

請求で、市監査委員は30日、「行政委員の職責は年間を通じ継続する。具体的に発生した勤務量のみを基準とするのではない」などとして請求を棄却した。

補助金目的の外用

市容認と監査請求

京都、学校法人10年分

左京区、中京区、北区、伏見区でキリスト教系の幼稚園を運営する五つの学校法人に、京都市が1999～2008年度に、建物修繕費などとして補助金を支出したのは目的外使用の容認にあたるとして、市内の女性らが30日、門川大作市長に対し、計約700万円の返還を請求するよう求める住民監査請求を行った。

請求書などによると、それぞれの学校法人は、補助

金を受け、幼稚園に隣接する教会の階段の修繕費や、礼拝堂の長いす購入費に充てたり、敷地内にある庭木の剪定費に使っていたりしたという。

請求人は「補助金はあくまでも子どもたちのためにこそ使われるべきだった」と主張。市は「幼稚園教育振興のため適正に執行されたと考えているが、今回指摘を受けた点は確認する」としている。

賀茂川のり面に オオサンショウウオ

30日午前5時50分頃、北区西賀茂井ノ口町の賀茂川のり面で、通行人が、国の特別天然記念物・オオサンショウウオがいるのを見つけ、110番した。北署

27 地域

京都

京都総局

〒604・8162
中京区烏丸通六角下る